

東日本旅客鉄道株式会社 精神障害者旅客運賃割引規則

〔2024. 12. 12〕
東日本旅客鉄道(株)
公告第11号

(適用範囲)

- 第1条** この規則は、精神障害者が、単独で又は介護者とともに、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社の経営する鉄道（以下これらを「旅客鉄道会社線」という。）及び連絡運輸の取扱いをする会社線（以下「連絡会社線」という。）を乗車船する場合に適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この規則により割引の取扱いをする乗車券類を発売しない連絡会社線は、東日本株式会社旅客連絡運輸規則（昭和62年4月東日本旅客鉄道株式会社公告第21号）別表に定める。

(精神障害者)

- 第2条** この規則において「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

(注) 精神障害者保健福祉手帳の様式は、次のとおりである。

「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」(平成7年9月12日健医発第1132号厚生省保健医療局長通知) により示された様式

(1) 紙様式 (例)

(裏表紙)

備考
注1) 住所や氏名が変わったときは、変更届を出してください。 注2) 更新の申請は、有効期限の3か月前から市町村役場で行うことができます。

(表表紙)

障害者手帳
都道府県（指定都市）名

東日本旅客鉄道株式会社精神障害者旅客運賃割引規則

<p>(内面左)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; height: 100px; margin-bottom: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 3 cm 4 cm </div> <div style="text-align: center; margin-top: 50px;"> 写 ベスト 半 真 裁 </div> </div> <p>氏名</p> <p>住所</p> <p>生年月日</p> <p>障害等級 号</p> <p>手帳番号</p> <p>旅客鉄道株式会社等 旅客運賃減額 第一種・第二種</p>	<p>(内面右)</p> <p>交付日 年 月 日</p> <p>有効期限 年 月 日</p> <p>(更新)</p> <p>(更新)</p> <p>(更新)</p> <p>(更新)</p> <p>都道府県 (指定都市) 名 印</p> <p style="text-align: center;">〔精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳〕</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注意)縦9cm×横6cmを標準とすること。

(2) カード様式

(表)

<p>27.5mm</p> <p>写 真</p> <p>ベスト 半 裁</p>	<p>障害者手帳</p> <p>氏名</p> <p>住所</p> <p>生年月日 年 月 日</p> <p>障害等級</p> <p>手帳番号 号</p> <p>交付日 年 月 日</p> <p>有効期限 年 月 日</p>	<p>12mm</p> <p>53.98mm</p> <p>2mm</p>
<p>旅客鉄道株式会社等 都道府県 (指定都市) 名 印</p> <p>旅客運賃減額 第一種・第二種</p>		
<p>85.60mm</p>		

(裏)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳	
有効期限の更新 (更新) (更新)	(更新) (更新)
備考	

注1) 住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届を出してください。
注2) 更新の申請は、有効期限の3か月前から市町村役場で行うことができます。

- 2 精神障害者の割引種別は別表のとおりとし、精神障害者保健福祉手帳の「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」欄の記載により判別する。

(介護者)

第3条 この規則において「介護者」とは、第1種精神障害者又は定期乗車券を使用する12才未満の第2種精神障害者に随伴する旅客（精神障害者1人に対して1人に限る。）であって、係員が介護能力があると認める者をいう。

- 2 前項の介護者が使用する乗車券類は、精神障害者が使用する乗車券類と種類・乗車船区間及び有効期間が同一のものであって、かつ、精神障害者が使用する乗車券類と同時に購入するものでなければならない。

(割引乗車券類の種類)

第4条 精神障害者に対して割引の取扱いをする乗車券類の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券 第1種精神障害者が単独又は介護者とともに乗車船する場合及び第2種精神障害者が単独で乗車船する場合に発売する。
 - (2) 定期乗車券 第1種精神障害者又は12才未満の第2種精神障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する。
 - (3) 普通回数乗車券 第1種精神障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する。
 - (4) 普通急行券 第1種精神障害者が介護者とともに、旅客鉄道会社線の普通急行列車に乗車する場合に発売する。
- 2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の種類は、前項の規定により精神障害者が介護者とともに乗車船する場合に発売する乗車券類と同一とする。ただし、精神障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。

東日本旅客鉄道株式会社精神障害者旅客運賃割引規則

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

第5条 精神障害者及び介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互区間とする。ただし、精神障害者が普通乗車券によって単独で乗車船する場合は、片道の営業キロが100キロメートルをこえる区間に限る。
- (2) 普通急行券については、旅客鉄道会社線の普通急行列車の停車駅相互間とする。

(割引率)

第6条 精神障害者及び介護者に対して発売する乗車券類の割引率は、5割とする。ただし、小児の定期旅客運賃に対しては、割引をしない。

(割引乗車券類の購入申込み)

第7条 精神障害者が割引乗車券類を購入する場合は、有効な精神障害者保健福祉手帳を発売箇所に呈示し、口頭又は適宜な申込書をもって必要な割引乗車券類の申込みをしなければならない。

(介護者の同行)

第8条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券類は、精神障害者と、その介護者とが、同一の列車、汽船又は自動車により乗車船する場合に限って有効とする。

(旅客運賃・料金の払いもどし)

第9条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券類に対する旅客運賃・料金の払いもどしは、精神障害者に対する乗車券類とその介護者に対する乗車券類とについて、ともに行う場合に限って取り扱う。

(精神障害者保健福祉手帳の携帯)

第10条 精神障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車船中は、有効な精神障害者保健福祉手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(その他の取扱方)

第11条 前各条の規定以外の取扱方は、旅客運送に関する一般の規定による。

東日本旅客鉄道株式会社精神障害者旅客運賃割引規則

附 則

この公告は、2025年4月1日から施行する。

(附則 以下省略)

東日本旅客鉄道株式会社精神障害者旅客運賃割引規則

別表

精神障害者の割引種別

割引種別	障害等級	精神障害の状態
第1種精神障害者	1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
第2種精神障害者	2級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	3級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

(注) 上記の障害等級及び精神障害の状態は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令」(昭和25年政令第155号)第6条によるものである。